

これでもか「教育原理」ゆるっとテスト

©2022sakurakosensei 転載・転売禁止

<問題>

問1

次の文は、「教育基本法」の一部である。(A) ~ (C) にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

学校、(A) 及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を (B) とともに、相互の (C) に努めるものとする。

(組み合わせ)

	A	B	C
1	家庭	自覚する	連携及び協力
2	教育委員会	自覚する	連携及び協力
3	家庭	遂行する	情報交換及び調整
4	教育委員会	遂行する	連携及び協力
5	家庭	自覚する	情報交換及び調整

問2

次の文は、形式陶冶に関する記述である。形式陶冶の特徴として、適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 形式陶冶とは、教育内容に重きを置き、知識・技能の習得それ自体を主要目的とする教育の考え方である。
- B 形式陶冶では、習得された知識・技能の分量よりも、習得の過程で培われる記憶力・推理力・思考力などの能力を重視する。
- C 形式陶冶が重視されると多面的な知識をもつ博識が一つの理想となる。
- D 形式陶冶と実質陶冶という面から教育を見た場合、今日推奨されている「ものの見方・考え方の育成」や「学び方を学ばせる」という方法知の育成を目指す教育は、形式陶冶に分類される。
- E 形式陶冶では、一般的な諸能力こそが生活のあらゆる場面で転移して活用できると想定している。

(組み合わせ)

	A	B	C	D	E
1	○	×	○	×	×
2	○	×	×	○	○
3	×	○	○	×	○
4	×	○	×	○	○
5	×	×	×	○	×

問3

次の文は、ある著作の一部である。原文の後に（ ）で現代語訳を示している。著者として正しいもの【著者】より一つ選びなさい。

予とは、かねてよりといふ意。小児の、いまだ悪にうつらざる先に、かねて、はやくをしゆるを云。はやくをしえずして、あしき事にそみならひて後は、おしえても、善にうつらず。いましめても、悪をやめがたし。古人は、小児の、はじめてよく食し、よく言時よりはやくおしえしと也。

予とは、かねてよりという意味で、子どもがまだ悪にうつらないさきに前もって教えるのをいう。早く教えないでおいて悪いことに染まり、習慣になったあとからでは教えても善にならない。戒めでも悪をやめにくい。古人は子どもがはじめてものを食べ、はじめてものの言える時から早く教えたということである。

【著者】

- 1 吉田松陰
- 2 中江藤樹
- 3 石田梅岩
- 4 貝原益軒
- 5 倉橋惣三

問4

次のA～Cは、日本の教育についての記述である。これらを年代の古い順に並べた場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 「国民学校令」が公布され、小学校の名称が「国民学校」と改められた。
- B 「学制」により、全国を8大学区、各大学区を32 中学区、各中学区を210 小学区に分け、1小学区に1つの小学校を設置することを原則とした。
- C 内閣制度が発足し、森有礼が初代文部大臣に就任した。

(組み合わせ)

- 1 A→C→B
- 2 B→A→C
- 3 B→C→A
- 4 C→A→B
- 5 C→B→A

問5

文部科学省は、学校現場の参考に資するよう、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成 25 年 3 月）の別紙として、「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」を示した。そこにおいて示された、「認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断され则认为られる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）」とされているものを○、「体罰（通常、体罰と判断され则认为られる行為）」とされているものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

（組み合わせ）

- A 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- B 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- C 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

（組み合わせ）

- | | A | B | C |
|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | ○ | × | ○ |
| 3 | ○ | × | × |
| 4 | × | ○ | ○ |
| 5 | × | × | × |

<解説>

問1 正答 1

<解説>

「教育基本法」第13条。

学校、(A 家庭)及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を(B 自覚する)とともに、相互の(C 連携及び協力)に努めるものとする。

問2 正答 4

<解説>

A × 選択肢の文章は、「実質陶冶」。形式陶冶とは、記憶・推理・想像などの能力を繰り返し訓練し精度の高いものとし、それによって精神的な観念(思考パターン)を習得させることを目指す教育の考え方である。

B ○ 選択肢の文章の通り。形式陶冶では、知識を一方向的に与えることで習得を目指すのではなく、その習得に至る過程が重要視されている。

C × 多面的な知識をもつ博識という記述が不適切。これは、実質陶冶によって得るものである。

D ○ 選択肢の文章の通り。今日推奨されている方法知の育成を目指す教育は、形式陶冶の記憶力・推理力・思考力を習得することによって達成されると考えられる。

E ○ 選択肢の文章の通り。形式陶冶で習得する能力は、学習の場のみならず、生活の場でも役立つものであり、今日では積極的に身に付けるべく教育が行われている。

問3 正答 4

<解説>

問題文は、貝原益軒の『和俗童子訓』からの引用である。

このような初見の文章が出題されたときの、解き方を提示する。

①文体から、近現代の人物ではないと判断する→大正・昭和時代に活躍した「倉橋惣三」は除く

②問題文を読むと、「小児」＝「子ども」について、「悪」「はやくおしゆる」＝「善悪の教育」についてのことを述べているとわかる

③1、2、3、4の人物の特徴を思い出す

1 吉田松陰・・・江戸時代から明治時代にかけて、尊皇攘夷を提唱し、「松下村塾」を開塾した人物

2 中江藤樹・・・江戸時代の陽明学派の代表的な人物

3 石田梅岩・・・江戸時代の思想家で、「石門心学」を提唱した人物

4 貝原益軒・・・江戸時代の教育家で、子どもの教育に力をいれ、隋年教法という教材を作成した

④江戸時代の子どもの教育＝貝原益軒が正解だとわかる

つまり、このような初見の文章のときは、文章から「キーワード」をみつけ、それに即した人物を当てはめていくようにする。

問4 正答 3

<解説>

A 1941 (昭和16)年。

B 1872 (明治5)年。

C 1885 (明治18)年。

したがって、B→C→Aとなる。

問5 正答 3

<解説>

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(平成25年3月)の別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」(以下「参考事例」とする)からの引用である。

A ○ 認められる懲戒である。

「参考事例」では、「学校教育法施行規則」に定める退学・停学・訓告以外で認められるものの例として、ほかに

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

が挙げられている。

B × 体罰に該当する。

「参考事例」では、「被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの」に分類されている。

C × 体罰に該当する。

「参考事例」では、「被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの」に分類されている。

このような資料は初見であることが多いが、落ち着いて文章を読めば、一般知識で判断できる。あわてずじっくり考えること。